

平成21年6月1日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役会長兼社長 信 元 久 隆

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、下記のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月18日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

23ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成21年6月18日（木曜日）午後5時40分までにインターネットにより議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801会議室

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第113期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 買収防衛策継続の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日代理人により議決権をご行使される場合は、代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。
 - 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.akebono-brake.com>）において周知させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置しなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

その他、内容の変更を伴わない文言の修正を行うとともに、条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<u>第7条（株券の発行）</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	（削除）
第8条（自己の株式の取得） （条文省略）	第7条（自己の株式の取得） （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条（単元未満株式の買増し） （条文省略）</p> <p>第12条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>	<p>第8条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。 （削除）</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条（単元未満株式の買増し） （現行どおり）</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（株式取扱規程） <u>当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条～第19条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第34条（条文省略）</p> <p>第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第36条～第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第39条～第42条（条文省略）</p>	<p>第12条（株式取扱規程） 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第29条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p>第34条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第35条～第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 買収防衛策</p> <p>第43条～第44条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 買収防衛策</p> <p>第42条～第43条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条</p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条</p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条</p> <p><u>本附則第 1 条乃至本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、平成22年 1 月 6 日をもって第 1 条乃至本条を削るものとする。</u></p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	荻野好正 (昭和25年6月3日生)	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年7月 当社入社 顧問 平成16年12月 経理財務部門担当 平成17年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社専務執行役員 平成19年2月 当社執行役員副社長 平成20年8月 当社代表取締役 [当社における担当] CFO 管理・企画系管掌、情報システム部門管掌、 センサー事業室管掌、人事管掌	現在に至る 現在に至る 20,500株
4	石毛三知之 (昭和22年7月6日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年1月 補修品カンパニー COO 平成12年4月 当社常務執行役員 平成15年4月 当社専務待遇執行役員 平成18年1月 当社専務執行役員 平成19年6月 当社取締役 [当社における担当] 補修品営業部門長	現在に至る 現在に至る 51,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	工 藤 高 (昭和33年3月2日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年1月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成19年1月 当社専務執行役員 現在に至る 平成19年6月 当社取締役 現在に至る [当社における担当] 開発部門長、VCETプロジェクト管掌、品質保証部門管掌 [他の法人等の代表状況] 株式会社曙ブレーキ中央技術研究所 代表取締役社長	21,300株
6	斉 藤 剛 (昭和34年11月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年5月 当社執行役員 平成15年4月 当社常務執行役員 平成19年1月 当社専務執行役員 現在に至る 平成19年6月 当社取締役 現在に至る [当社における担当] 自動車営業部門長、欧州事業担当 [他の法人等の代表状況] アケボノブレーキヨーロッパ N.V. CEO	33,562株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
7	伊藤 邦雄 (昭和26年12月13日生)	昭和55年4月 一橋大学商学部講師 昭和59年4月 同大学助教授 平成4年4月 同大学教授 平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年6月 東京海上日動火災保険株式会社 社外監査役 現在に至る 平成16年12月 一橋大学副学長 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授 現在に至る 平成19年6月 日東電工株式会社 社外取締役 現在に至る 平成19年6月 三菱商事株式会社 社外取締役 現在に至る	0株
8	鶴島 琢夫 (昭和13年2月11日生)	昭和36年9月 東京証券取引所入所 平成2年5月 同所常任監事 平成3年5月 同所常務理事 平成6年5月 同所専務理事 平成9年5月 同所副理事長 平成13年11月 株式会社東京証券取引所 顧問 平成14年6月 株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長 平成16年4月 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 平成17年12月 同社 代表取締役社長退任 平成19年6月 当社取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ①伊藤邦雄氏は大学教授を現任されており、培ってきた豊富な専門知識を活かして幅広い見地から、当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。
- なお、同氏は、これまで、会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、経済・経営分野を専門とする著名な大学教授であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職

務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

②鶴島琢夫氏は他社の代表取締役社長を歴任されており、培ってきた豊富な経営経験と知見等を経営に反映していただくためであります。

4. 伊藤邦雄氏が東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役在任中の平成17年11月に、同社は、付随的な保険金の支払漏れが発生したことを理由として、金融庁から行政処分（業務改善命令）を受けました。また、平成19年3月に、同社は、第三分野商品に係る保険金の不適切な不払を理由として、金融庁から行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けました。同氏は、事前には、当該両事実を認識しておりませんでした。

また、事後には、取締役会及び監査役会において社内の調査結果の報告及び再発防止策の説明を受け、社外の視点から再発防止に向けた提言等を行いました。

5. 鶴島琢夫氏が株式会社東京証券取引所の代表取締役社長在任中の平成17年12月に、同社は、株式売買システムの早急な是正を求める業務改善命令を、金融庁から受けました。
6. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、伊藤邦雄氏については4年、鶴島琢夫氏については2年であります。
7. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合には同契約を継続する予定です。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役木村恵司郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役石垣吉広氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	木村 恵司郎 (昭和26年12月24日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年2月 管理部門 財務グループリーダー 平成12年2月 経理財務部門 経理グループリーダー 平成15年1月 監査役室長 平成17年6月 当社常勤監査役 現在に至る	8,962株
2	※ 後藤 和彦 (昭和22年10月27日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年1月 当社商用車カンパニー COO 平成12年4月 当社執行役員 平成13年5月 当社常務執行役員 平成15年4月 当社専務執行役員 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 現在に至る [他の法人等の代表状況] 曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社 代表取締役社長	52,600株

- (注) 1. 曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社は、当社の子会社であります。
2. 後藤和彦氏は、曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社の間には、産業機械・鉄道車両用ブレーキに関する取引関係があります。なお、木村恵司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 後藤和彦氏は、現在当社取締役であります。本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。また、同氏は、曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社の取締役を、平成21年6月18日に退任する予定であります。
4. ※印は新任候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
恒石彰久 (昭和12年1月1日生)	昭和41年8月 公認会計士登録 現在に至る	0株
	昭和43年9月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社	
	昭和58年1月 監査法人トーマツ代表社員就任	
	平成9年2月 税理士登録 現在に至る	
	平成12年3月 監査法人トーマツ退社	
	平成12年4月 日本公認会計士協会入社	
	平成14年6月 荏原実業株式会社 社外監査役 現在に至る	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 恒石彰久氏は、社外監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏の補欠の監査役候補者であります。
3. 恒石彰久氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての経験、識見からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。なお、同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、様々な企業に対しての監査業務に携わり、また荏原実業株式会社において社外監査役として職務を行ってこられましたことから、当社社外監査役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。
4. 恒石彰久氏が社外監査役に就任された場合には、以下の内容の責任限定契約を、当社との間で締結する予定です。
- 社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第5号議案 買収防衛策継続の件

当社は、平成19年5月7日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、平成19年6月21日開催の当社第106回定時株主総会において株主の皆様からご承認いただきました。また、平成20年6月19日開催の当社第107回定時株主総会において、株主の皆様から本プランの継続のご承認をいただきました。

今般、当社は、本プランが当社第108回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、平成21年5月7日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む取締役10名全員の賛成により、本プランを継続することを決定いたしました。

但し、本プランの継続は、本定時株主総会において、本プラン継続の承認議案が可決されたことを停止条件といたしております。本プランの継続に際して以下の修正を行っておりますが、基本的な内容は一昨年導入されたものと同一であります。

- ① 本基本方針の実現に資する特別な取組みを一部修正しました。
- ② 株券電子化に伴う修正を行いました。
- ③ 有効期間の満了前であっても当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づき本プランを廃止できる旨明記しました。
- ④ その他、実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行いました。

本議案は、本プランの継続のご承認をお願いするものであります。本プランの詳細は下記のとおりです。また、本基本方針につきましては、事業報告25ページから27ページに記載のとおりです。

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（本プラン）の内容

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の

共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、(iv) 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様への意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)乃至(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に

応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様
の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は
一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否か

を決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ③ 当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。
- ④ 株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第44条（注）に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ⑤ 大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までには当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）
- ⑥ 当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

注：本定時株主総会において、第1号議案 定款一部変更の件が承認された場合には、第43条に繰り上がります。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおり

です。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2.（4）に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

（1）本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3. 及び4. において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

（3）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

本定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決された場合、本プランの有効期限は、平成22年6月30日までに開催される第109回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第109回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第109回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

なお、平成21年3月31日現在の大株主の状況は事業報告14ページに記載のとおりです。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

- (1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

- (2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考え

られます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様に株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットによる議決権行使をされる場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月18日（木曜日）午後5時40分まで受付いたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記にご案内するヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 株主以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたりご行使された場合の議決権行使の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権のご行使を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)	
電 話	0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間	9:00~21:00

以 上

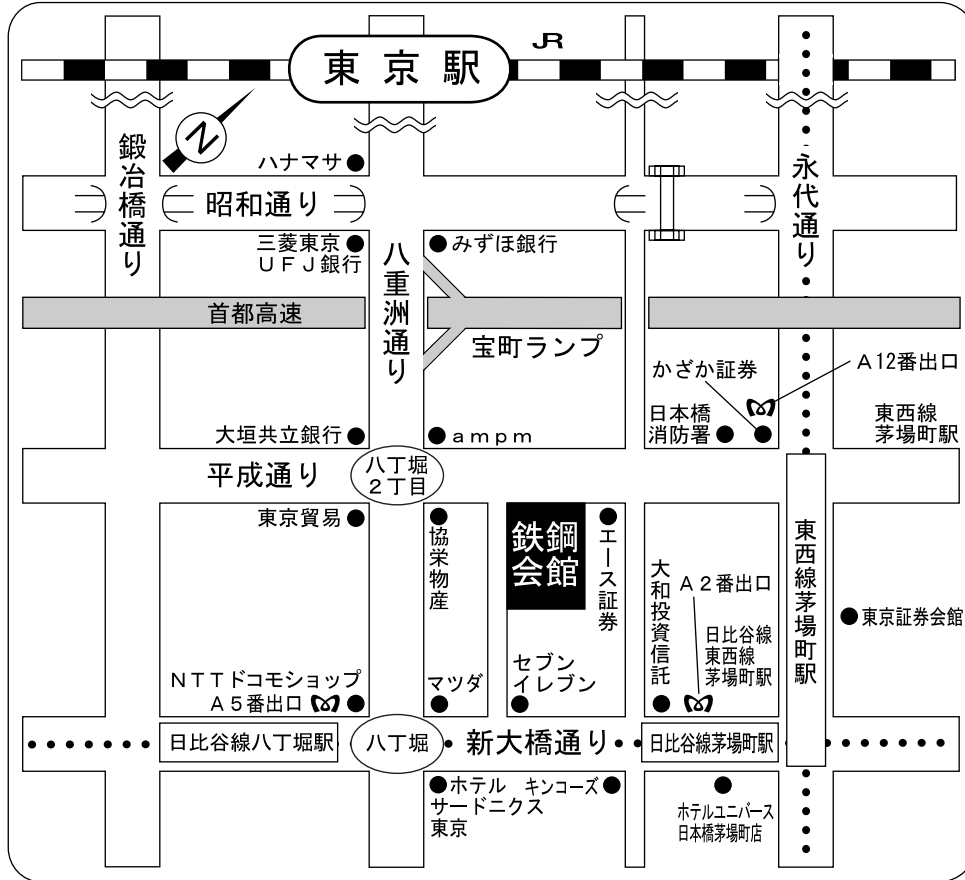
<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号

T E L (03) 3669-4856

鉄鋼会館 8 階 801会議室



●地下鉄

東西線茅場町駅下車 A12番出口

日比谷線茅場町駅下車 A2番出口

日比谷線八丁堀駅下車 A5番出口

日本橋消防署方面へ（徒歩約5分）

八丁堀方面に向かって、大和投資信託のある交差点、ま

たはセブンイレブンのある交差点を右折（徒歩約5分）

八丁堀交差点で東京駅方面へ左折し、八丁堀2丁目交差

点を茅場町方面に右折（徒歩約5分）

●J R

J R 東京駅下車 八重洲中央口 八重洲通りを八丁堀2丁目交差点で左折（徒歩約15分）

●当会場には駐車場が十分にごさいませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。